

# 概要(実績評価書のポイント)

## 施策目標ⅩⅠ-1-4

介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における  
生産性の向上等により、質・量両面にわたり  
介護サービス基盤の整備を図ること

# 確認すべき主な事項（実績評価書）

## 測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

## 有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

## 効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

## 現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

## 次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

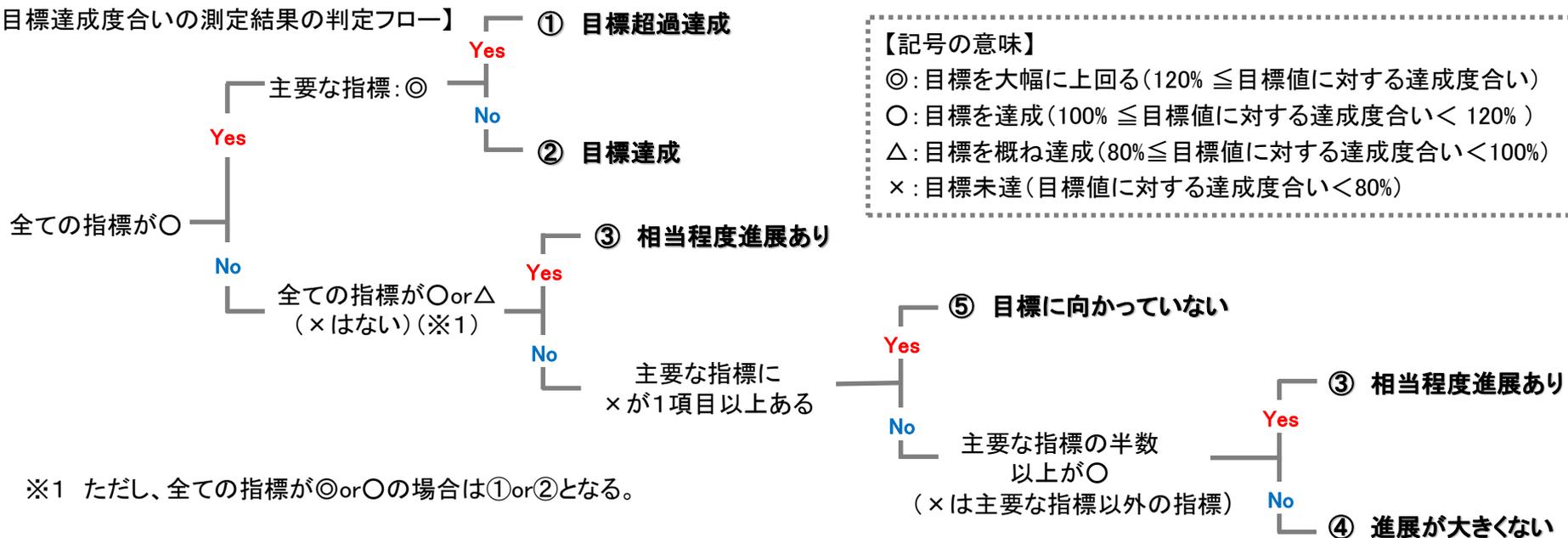
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、</li> <li>主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの</li> </ul>
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

### 【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る(120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成(100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成(80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達(目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

### 【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

### （参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
  - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
  - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
  - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

### （参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

### （参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

#### 有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
  - ① 目標数値の水準設定の妥当性
  - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
  - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
  - ④ 予算執行面における問題点

#### 効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

#### 現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

# 【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標X I-1-4）

基本目標X I： 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1： 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること

**施策目標1： 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る**

## 現状（背景）

### 1. 高齢化の進展

- ・ 制度創設以降、75歳以上人口は急速に増加。また、85歳以上人口はこれを上回る勢いで増加し、令和7年や、その先の令和22年にかけて急増する見込み。さらに、こうした変化は地域によって異なる。
- ・ また、令和22年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代の減少は顕著になる見込み。

### 2. 介護給付費の増加

- ・ 介護保険サービスの利用者は平成12年4月の149万人から、令和3年3月には509万人と約3.4倍に増加。それに伴い、介護給付費は、平成12年度の3.6兆円から令和元年度には10.8兆円と約3倍に増加。
- ・ 高齢化の進行のスピードや地域資源の状況などは、地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた保険者機能の強化が必要。

### 3. 介護サービスの基盤整備

- ・ 介護サービス需要の変化についての地域差は大きく、都市部では75歳以上人口が急増する一方で、既に高齢化が進んだ地方ではその伸びが緩やかであるなど、各地域の特性に応じた対応が必要。
- ・ また、現役世代の急減に伴い、介護サービスの質を維持しつつ、相対的に少ない職員により提供できる体制を構築することが必要。

## 課題1

介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、必要なサービスを確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めること

### 達成目標1 介護保険制度の適切な運営を図る

【測定指標】太字・下線が主要な指標

**1 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合（アウトプット）**

## 課題2

自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進めること

### 達成目標2 必要な介護サービスの量及び質の確保

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差（アウトカム）
- 3 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値（アウトカム）
- 4 地域密着型サービス事業所数（アウトプット）**  
（内数）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数、小規模多機能型居宅介護事業所数
- 5 地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサー導入支援件数（アウトプット）

# 【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標X I-1-4）

## 総合判定

赤字は主要な指標

### 【達成目標1】介護保険制度の適切な運営を図る

**指標1: 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合**

目標値: 100%、実績値 H30: 75.9%、R1: 92.6%、R2: 75.5%

達成度: (△) (平成30年度から令和2年度実績値の平均値81.3%)

### 【達成目標2】必要な介護サービスの量及び質を確保する

**指標2: 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差**

目標値: 前年度以下、達成度: △ (目標達成率: 89.7%  $100 - \frac{((R3\text{実績値}: 6.4) - (R3\text{目標値}: 5.8))}{5.8} \times 100$ )

**指標3: 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値**

目標値: 前年度以下 達成度: △ (目標達成率: 95.4%  $100 - \frac{((R3\text{実績値}: 9.1) - (R3\text{目標値}: 8.7))}{8.7} \times 100$ )

### 指標4: 地域密着型サービス事業所数

目標値: 前年度以上、実績値 H29: 26,780件、H30: 27,502件、R元: 27,782件、R2: 28,198件

達成度: (○) (令和2年度までの増加ペース)

**指標5: 地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサー導入支援件数**

目標値: 6,000件、実績値 R2: 6,610件 達成度: (○) (令和2年度時点で令和3年度目標を超過)

### 【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

### 【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

### (判定理由)

- すべての指標が、目標達成又は概ね目標達成。
- 以上から、評価基準に照らし、目標達成度合いの測定結果は③、総合判定はBと判断。

## 施策の分析(有効性の評価)

### 【達成目標1】介護保険制度の適切な運営を図る

- 指標1は、平成30年度から令和2年度までいずれも目標値の100%を下回っている。その要因は、指標1の要件としている取組を実施していない保険者のうち第1号被保険者数1万人未満の比較的小規模な保険者の割合が63%を占めており、第1号被保険者数が1万人未満の自治体では、介護給付の適正化の実施の必要性・重要性を認識しつつも、人員や予算の制約等により、地域差の分析、介護給付費適正化に係る方策の策定などの具体的な取組を実施することが難しいこと等が考えられる。
- また、指標1について、年度により数値にばらつきがある。これは、指標1の内容を令和3年度事前分析表(令和2年度実績分)から修正したことによるものであり、当該修正は自立支援・重度化防止・介護費用の適正化について保険者の取組を細分化して示すこととしたものである。

#### 【令和元年度実績分までの指標】

認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者の割合(アウトプット)

#### 【令和2年度実績分の指標】

認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合(アウトプット)

- 今後、目標値である100%を安定的に達成するため、「地域包括ケア見える化システム」、同システムを活用した地域分析手引きの改良、介護給付適正化事業の効果的な実施、保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援制度交付金の集計結果の公表による取組の見える化等を行っていく。

# 【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標XI-1-4）

## 施策の分析(有効性の評価)

### 〔達成目標2〕 必要な介護サービスの量及び質を確保する

- ・ 指標2及び指標3は、令和元年度及び令和2年度は目標値を達成していた。令和3年度は目標値に若干届かなかったが、その差はごく軽微。今後、これまでの傾向に変化が生じているか注視。
- ・ 指標4は、毎年度増加しており、目標値である前年度以上を上回っているため、取組は着実に進展している。
- ・ 指標5は、介護ロボットの導入が令和2年度時点で令和3年度目標を超過達成しており、介護現場のケアの質の確保、職員の負担軽減等に寄与している。

## 施策の分析(効率性の評価)

### 〔達成目標1〕 介護保険制度の適切な運営を図る

- ・ 指標1については、適切な評価を行うため、毎年度、評価指標の文言の見直しの検討を行っており、効率的な取組が行われていると評価。

### 〔達成目標2〕 必要な介護サービスの量及び質を確保する

- ・ 指標2及び指標3については、関係事業の予算額が平成28年度(基準年度)と比べ令和3年度は約20%減少しているものの、実績値は基準年度から比較して減少傾向にあり、効果的な取組が行われていると評価。
- ・ 指標4については、市町村の介護保険事業計画等に基づき計画的に地域密着型サービス事業所の整備が行われていることから、効率的な取組が行われていると評価。
- ・ 指標5については、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を財源に、各都道府県が実施主体として、介護ロボットの導入費用の一部を助成している(介護ロボット導入支援事業)。各都道府県や事業者のニーズ等を踏まえ、一定の要件を満たす場合の補助率の引き上げ等の見直しを行うなど、必要に応じた事業の見直しを通じて、効果的・効率的に事業を実施していると評価。

## 施策の分析（現状分析）

### 〔達成目標1〕介護保険制度の適切な運営を図る

- ・ 地域差を分析し、介護給付費の適正化方策の策定とその取組を実施する保険者割合を向上させるため、以下の支援を実施している。

#### ① 地域包括ケア見える化システム（平成27年リリース）

- ・ 各保険者は、自らの地域課題を分析し、対応に繋げるシステム。  
→保険者に可能な限り負担をかけずにシステムの分析・対応策の検討ができるようにするもの。
- ・ 平成29年に同システムを活用した地域分析の手引きを発出。

#### ② 介護給付適正化事業

- ・ 第7期介護保険事業計画から、介護給付適正化に関する取組等の記載を求め、都道府県及び市町村はそれぞれ、介護給付費適正化に関する計画を策定している。
- ・ 具体的には、a) 要介護認定の適正化、b) ケアプランの点検、c) 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、d) 医療情報との突合、縦覧点検、e) 介護給付費通知の事業の実施を求めている。
- ・ 地域包括ケア見える化システムの活用と併せて取り組むことにより効果的に給付適正化を実施することが可能。

#### ③ 「保険者機能強化推進交付金等評価指標」において、地域差の分析による課題把握や地域差の改善に向けたPDCAを評価する指標を設定

- ・ 自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、これに基づき交付する「保険者機能強化推進交付金」を創設。地域差分析等の取組を評価指標に盛り込んでいる。

### 〔達成目標2〕必要な介護サービスの量及び質を確保する

- ・ 各保険者における要介護認定の地域格差の状況について、指標2及び指標3の平成29年度以降の実績値の推移から判断すると改善傾向にあるものの、令和3年度は前年度比でややばらつきが拡大。

- ・ 市町村間の要介護認定のばらつきを安定的に縮小させるため、引き続き、要介護認定等適正化事業により①～⑤の取組を実施。

- ① 自治体に対する技術的助言
- ② 業務分析データの提供
- ③ 認定調査員の能力向上のための研修会の実施
- ④ 認定調査員向けeラーニングシステムによる全国共通の標準化された教材等の活用
- ⑤ 要介護認定質問・問い合わせ処理システム「認定質問窓口」による自治体への助言

- ・ 指標5は、令和2年度末時点で令和3年度目標値を達成しており、介護ロボット・センサーの普及は一定程度進んでいると判断。この他、地域医療介護総合確保基金等を活用したICT導入支援事業を実施（令和3年度は47都道府県・5,371事業所に助成）。導入後の効果に関するアンケートでは、「間接業務の時間が削減された（そう思う70.3%）」、「事業所内の情報共有が円滑になった（そう思う69.4%）」、「記録に要する時間が削減された（そう思う70.0%）」など、ICT機器導入による業務改善の効果がみられる。

## 次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

### 【達成目標1】介護保険制度の適切な運営を図る

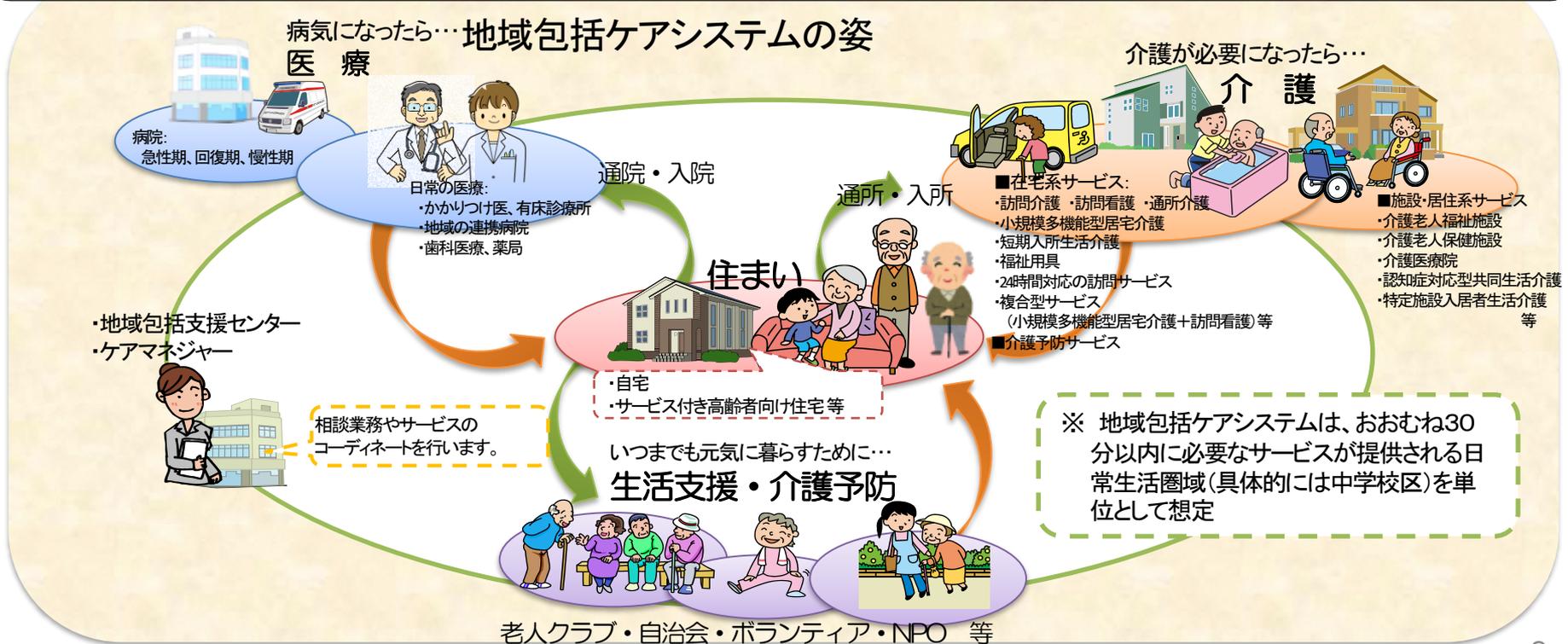
- ・ 小規模保険者でも可能な限り無理なく取り組めるよう、これまでの取組を更に改善する形で、①地域包括ケア見える化システムや同システムを活用した地域分析手引きの改良（よりシステム的な対応の強化）、②介護給付適正化事業の効果的実施の検討、③保険者機能強化推進交付金等の集計結果の公表による各保険者の取組の見える化等を行っていく。

### 【達成目標2】必要な介護サービスの量及び質を確保する

- ・ 指標2及び指標3は、引き続き、要介護認定等適正化事業を実施し、目標達成を目指す。
- ・ 指標4は順調に推移していることから、各項目とも、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）におけるサービス量等で、令和5年度における必要量の推計値として示された水準に到達するよう、引き続き目標達成を目指す。
- ・ 指標5は、今後は「地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合」を指標とし、令和4年度は、令和3年度実績を上回ることを目標とする。この他、介護事業所間のデータ連携による事務負担削減の推進等のため、ケアプランデータ連携システムの構築を進めており、国民健康保険中央会においてシステム開発を行っている。

# 地域包括ケアシステムの構築について

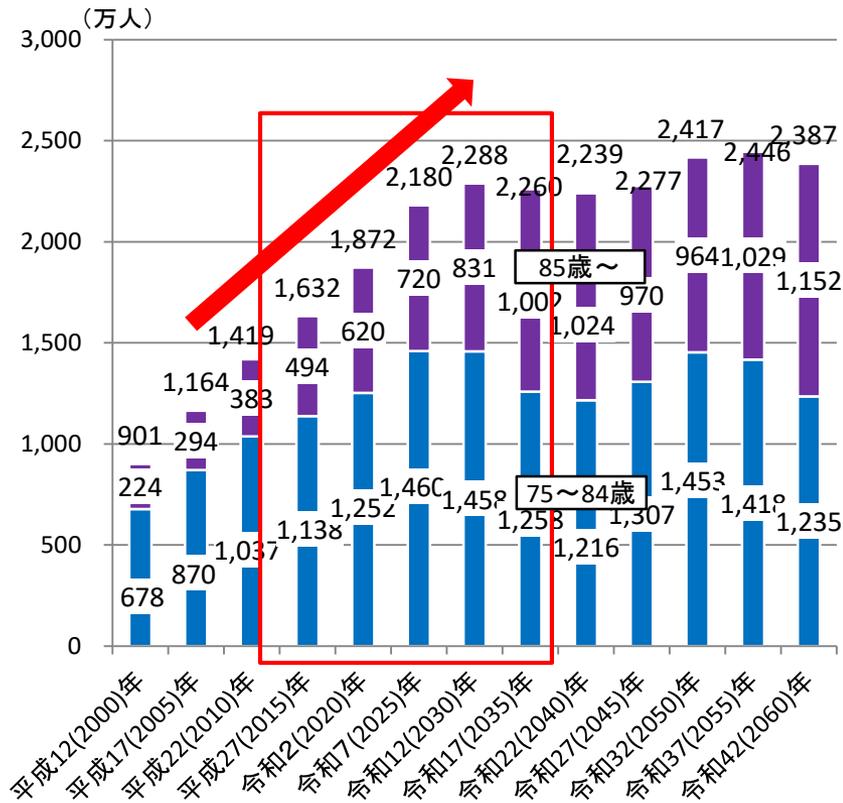
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 今後の介護保険をとりまく状況(1)

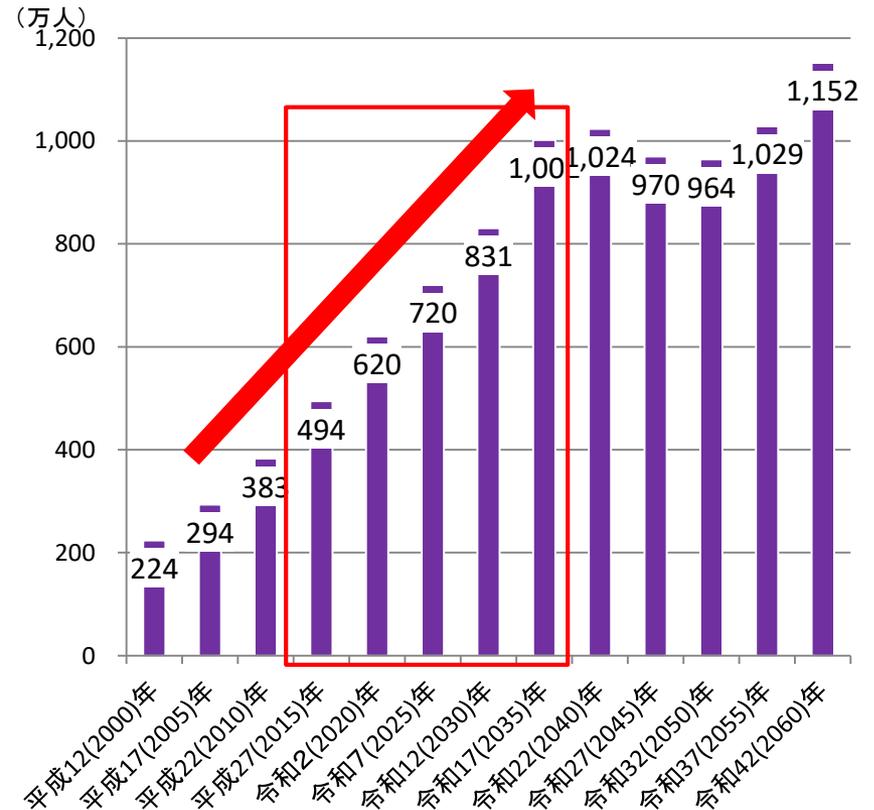
## 75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。



## 85歳以上の人口の推移

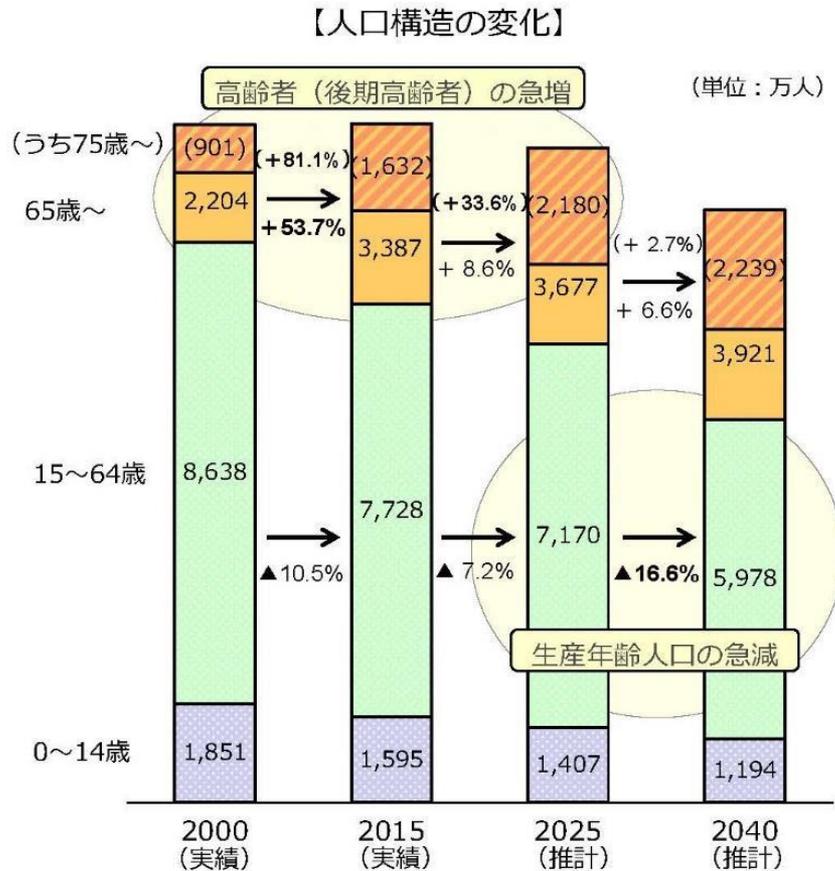
○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計) 出生中位(死亡中位)推計  
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

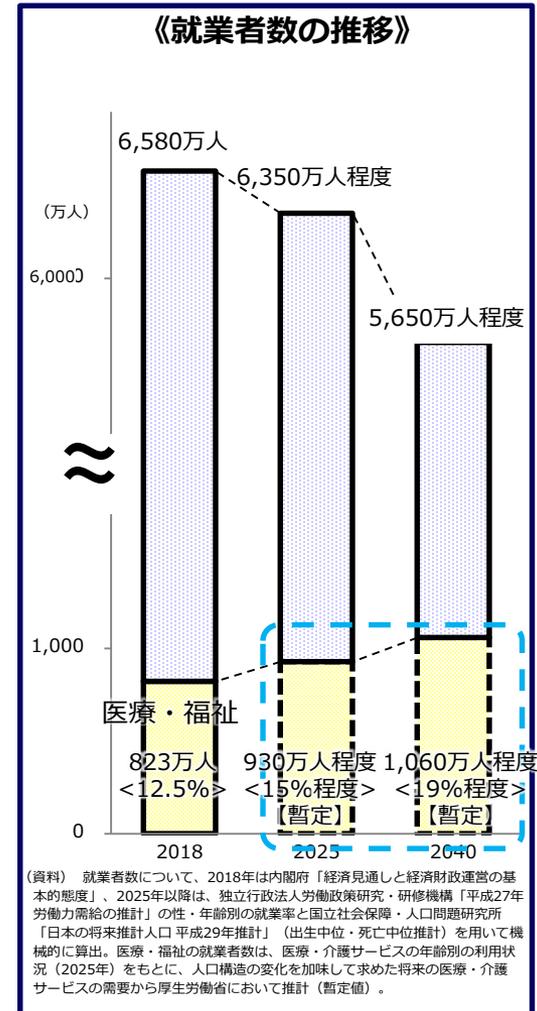
# 今後の介護保険をとりまく状況(2)

○人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。



(出典) 総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

(出典) 平成30年4月12日経済財政諮問会議加藤臨時委員提出資料(厚生労働省)



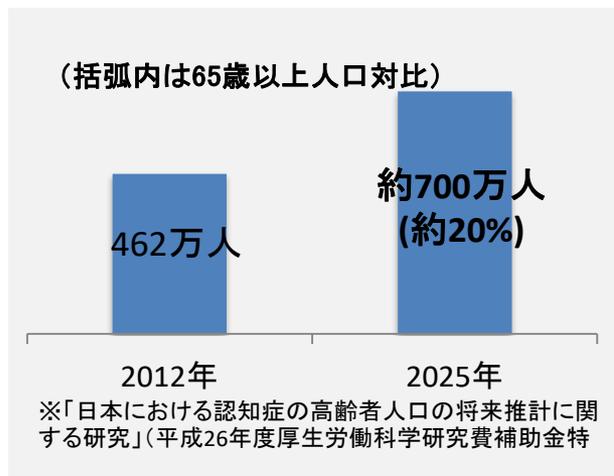
# 今後の介護保険をとりまく状況(3)

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,935万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

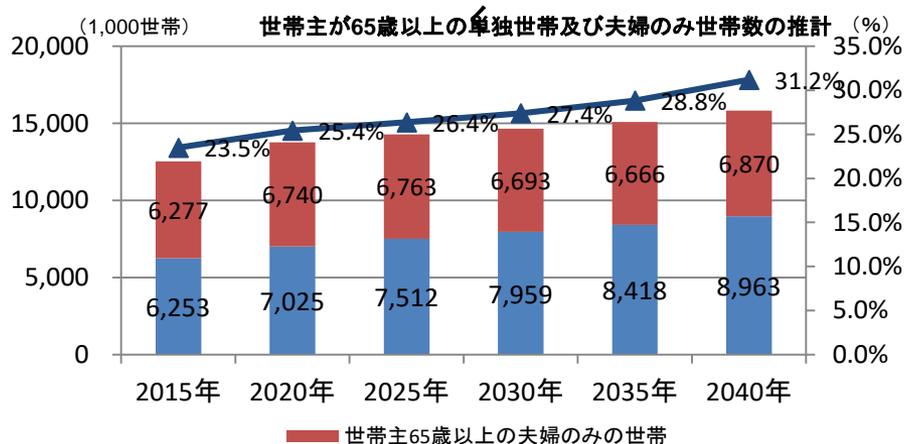
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加してい



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30(2018))年1月推計)」より作成

④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の( )内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(17)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ( )は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

## これまでの21年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来21年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.7倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.4倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

### ①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2021年3月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,579万人	1.7倍

### ②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2021年3月末	
認定者数	218万人	⇒	682万人	3.1倍

### ③サービス利用者の増加

	2000年4月		2021年3月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	399万人	4.1倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	96万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		88万人	
計	149万人	⇒	509万人※	3.4倍

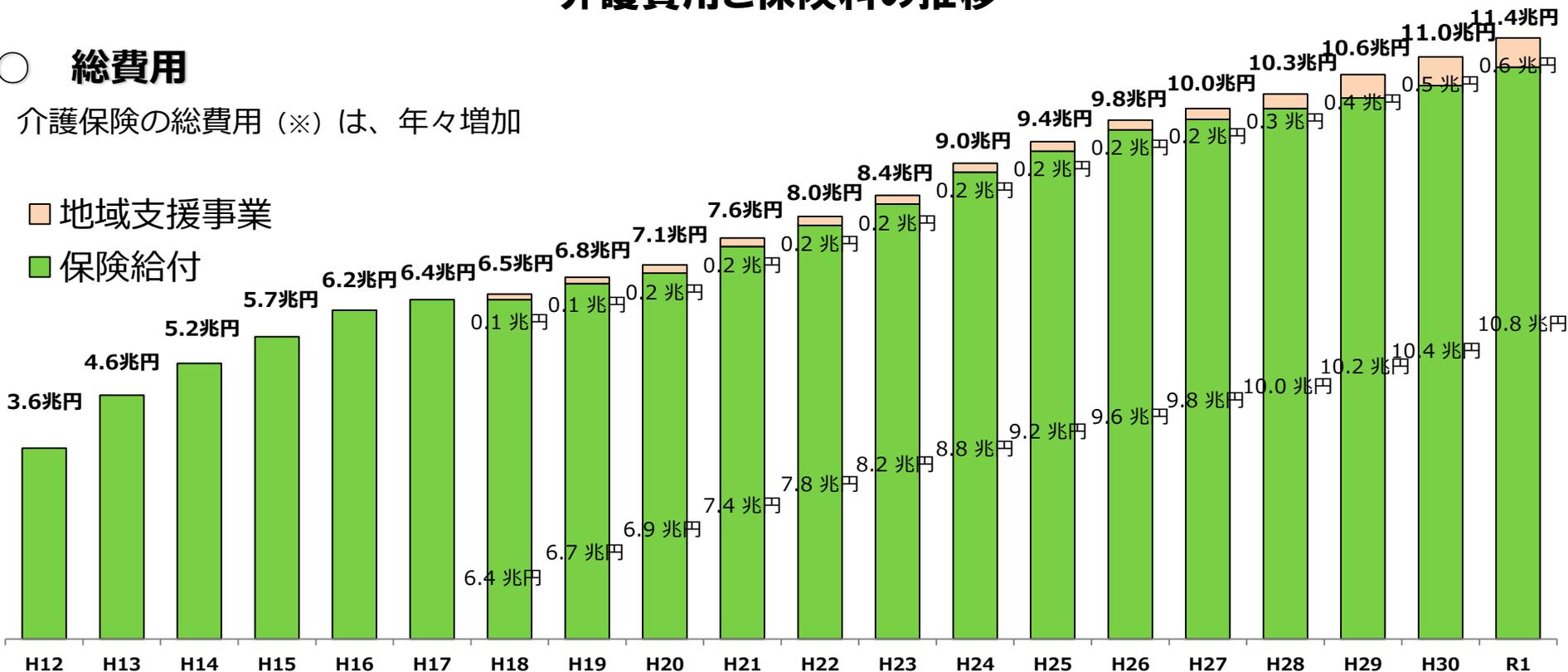
（出典：介護保険事業状況報告令和3年3月及び5月月報）

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。在宅サービス利用者数、施設サービス利用者数及び地域密着型サービス利用者数を合計した、延べ利用者数は583万人。

# 介護費用と保険料の推移

## ○ 総費用

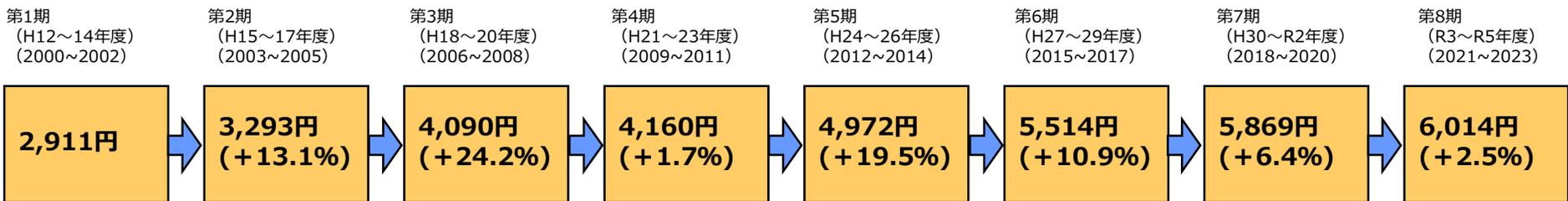
介護保険の総費用（※）は、年々増加



※1 介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。

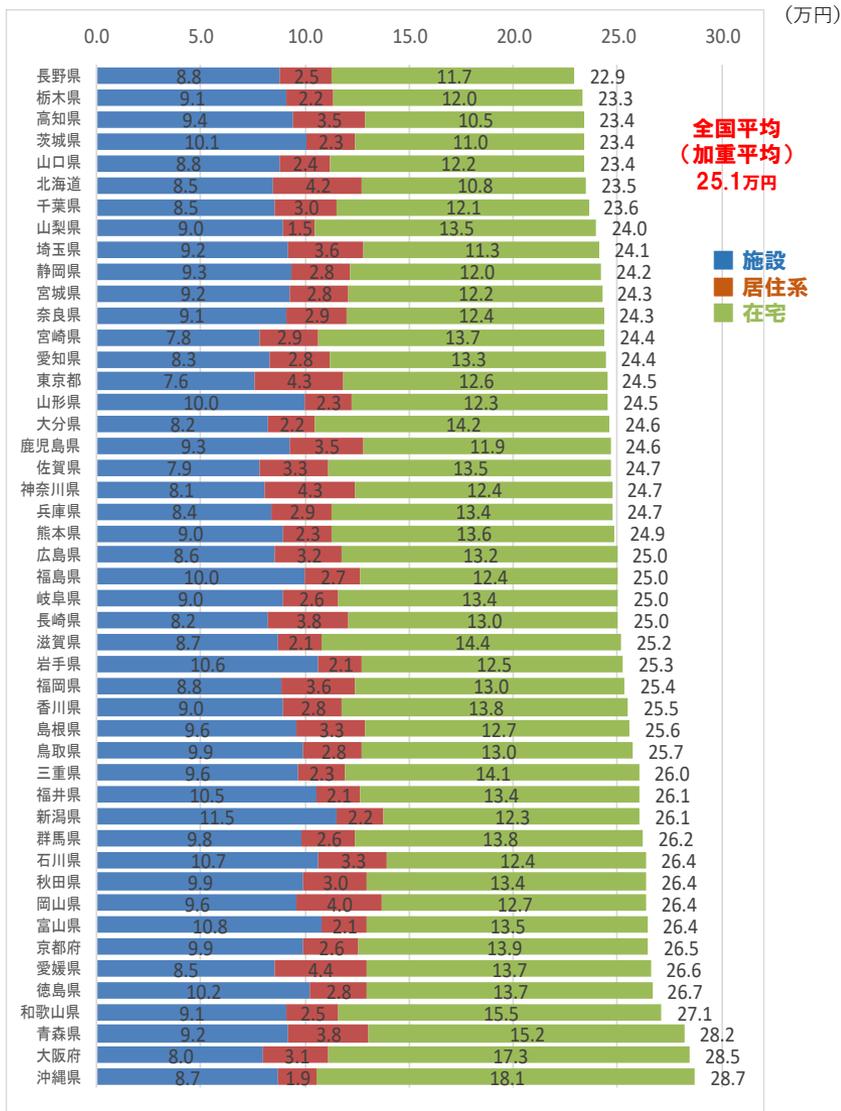
※2 地域支援事業の利用者負担は含まない。

## ○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均（月額・加重平均）〕

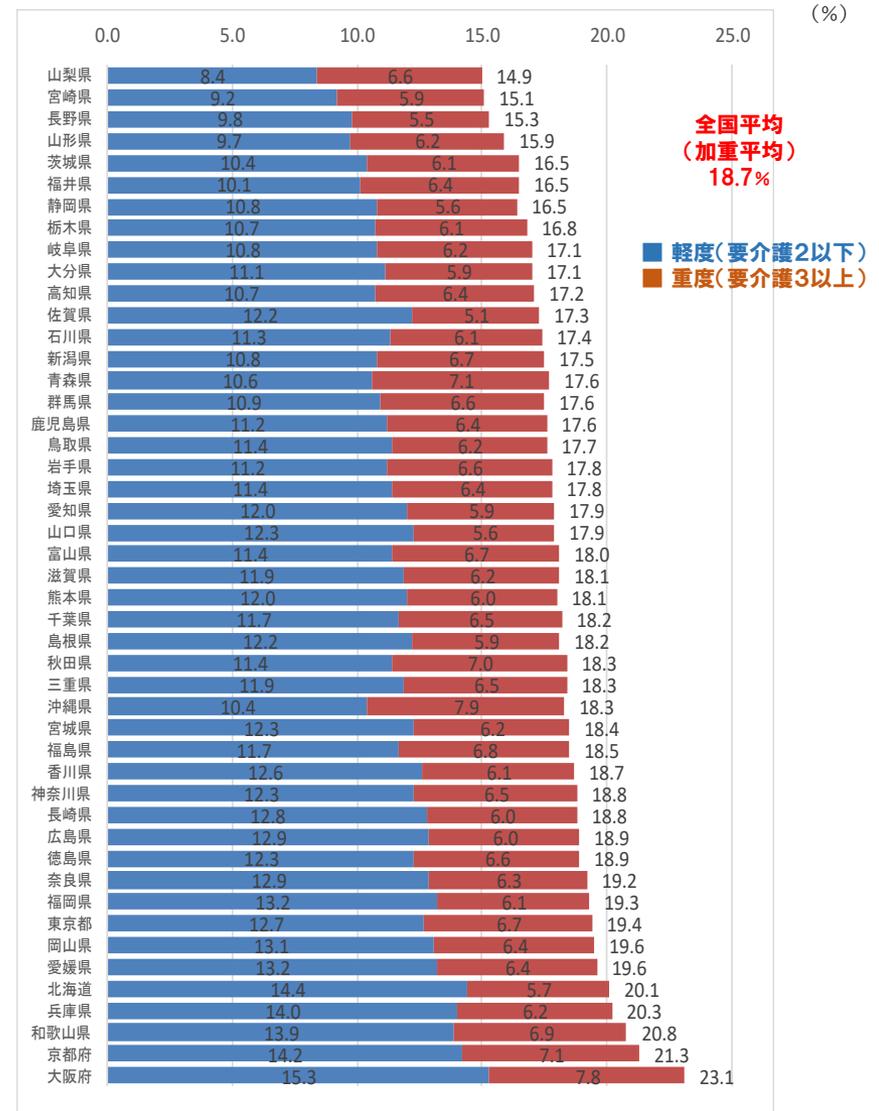


# 第1号被保険者1人当たり介護給付費と認定率の地域差(年齢調整後)

## 2019年度被保険者1人当たり介護給付費(年齢調整後)



## 2020年度認定率(年齢調整後)



【出典等】「地域包括ケア「見える化」システム」(厚生労働省)を基に算出した。

# 地域包括ケア「見える化」システムの機能

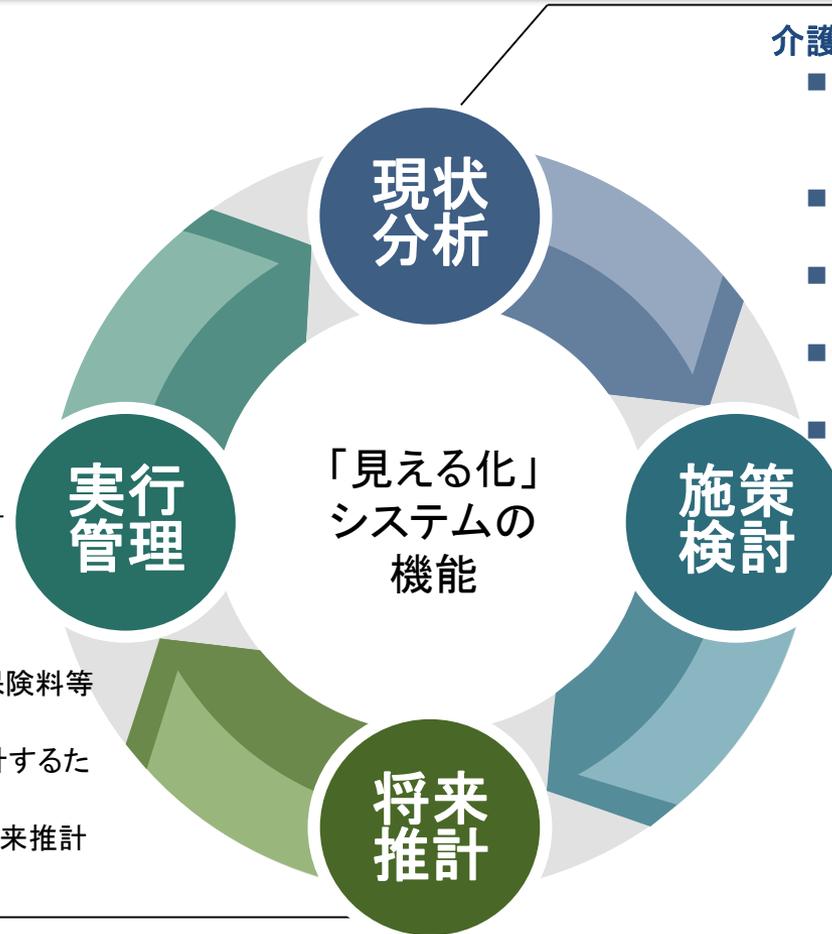
- 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」「介護サービス見込み量等の将来推計支援」「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を提供する。

## 介護・医療関連計画の実行管理支援

- 介護・医療関連計画における将来推計結果、定量目標値等(計画値)の登録機能
- 計画値と実績値の乖離状況の管理、地域間比較等の分析機能

## 介護サービス見込み量等の将来推計支援(7期)

- 介護サービス見込み量、介護保険料等の将来推計機能
- 将来推計の考え方、適切に推計するための留意点等の助言機能
- 国・都道府県による市町村別将来推計結果の集計・分析機能



## 介護・医療の現状分析・課題抽出支援

- 公的統計及びレセプト情報等から現状分析・課題抽出に有効な指標群を随時自動的に算出・提供する機能
- 提供される指標群の解釈・課題抽出のポイント等の助言機能
- 日常よく活用する指標群等を保存しておく機能
- 介護サービス事業所、医療機関等の地域資源の位置情報・基本情報の提供機能
- 提供される情報をGIS・グラフ等によって直感的に分析可能な機能

## 取組事例の共有・施策検討支援

- 現状分析から抽出された課題、地域特性等の条件を設定して柔軟に先進的取組事例、ベストプラクティス事例等を検索・閲覧可能な機能

# 地域包括ケア「見える化」システムで提供する指標

- 地域包括ケア「見える化」システムは、現状分析及び実行管理支援のために以下の指標を提供している。
- これらの指標の多くは従来厚生労働省が提供してきた「介護政策評価支援システム」における給付分析のための指標を引き継いで設定されている。

目的	区分	指標(抜粋)	ソース
現状分析	人口と世帯の状況	総人口、高齢化率、高齢独居世帯数(割合) 等	国勢調査 等
	被保険者及び認定者数	第1号被保険者数、要介護認定者数(率)、性・年齢調整済み認定率 等	介護保険事業状況報告
	介護保険料	第1号保険料月額、必要保険料月額 等	介護保険総合DB
	介護保険サービスの利用状況	介護サービス受給者数(率)、第1号被保険者1人あたり給付月額、性・年齢調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額、受給者1人あたり給付月額、受給者1人あたり利用日数・回数 等	等
	医療	後期高齢者1人あたり医療費、受療率 等	後期高齢者医療事業状況報告、患者調査
	その他	リスク高齢者の割合、地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合、週1回以上の通いの場の参加率、介護人材の受給推計 等	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 等
	地域資源の状況	介護サービス施設・事業所、在宅医療を行う医療機関の位置情報等	介護サービス情報公表 医療機能情報提供制度 病床機能報告制度
実行管理	被保険者及び認定者数	第1号被保険者数、要介護認定者数(率) 等	介護保険事業状況報告
	介護サービス見込み量	介護サービス利用者数、利用者1人1月当たり利用日数・回数	
	給付見込み・保険料	総給付費、保険料基準額 等	

## 【介護給付適正化主要5事業について】

### ○要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検する。

### ○ケアプラン点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行う。

### ○住宅改修・福祉用具実態調査

- ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。

### ○医療情報との突合・縦覧点検

- ・後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ・受給者ごとに複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

### ○介護給付費通知

利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。

## 介護給付適正化事業の実施状況について

	H 2 8 度 実績	H 2 9 年度 実績	H 3 0 年度 実績	R 元 年 度 実績	R 2 年 度 実績
介護給付適正化事業	99.7%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%
要介護認定の適正化	91.4%	91.6%	94.1%	94.2%	94.3%
ケアプランの点検	67.1% (3.5億円)	71.9% (2.6億円)	80.7% (0.6億円)	84.7% (1.2億円)	85.7% (0.8億円)
住宅改修・福祉用具 実態調査	78.2% (0.1億円)	81.5% (0.1億円)	79.2% (0.1億円)	81.1% (0.1億円)	82.4% (0.1億円)
医療情報との突合・ 縦覧点検	91.7% (10.5億円)	94.7% (9.8億円)	97.5% (10.8億円)	98.0% (13.1億円)	99.0% (11.9億円)
介護給付費通知	74.2% (0.01億円)	75.1% (0.01億円)	78.7% (0.02億円)	79.4% (0.01億円)	81.3% (0.01億円)
5事業の単純平均	80.5%	83.0%	86.0%	87.5%	88.5%

※ ( )は、適正化事業実施による金額的効果(ケアプラン点検のような質の向上、給付費通知のような事業者への牽制効果などを目的として実施する事業の波及効果は含まれない。)

※ R2年度実績はR4年4月20日時点の報告値(速報値)

# 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和4年度予算額（令和3年度予算額）：400億円（400億円）

400億円の内訳  
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円  
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

## 趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

## 概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
  - ② ケアマネジメントの質の向上
  - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
  - ④ 介護予防の推進
  - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
  - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

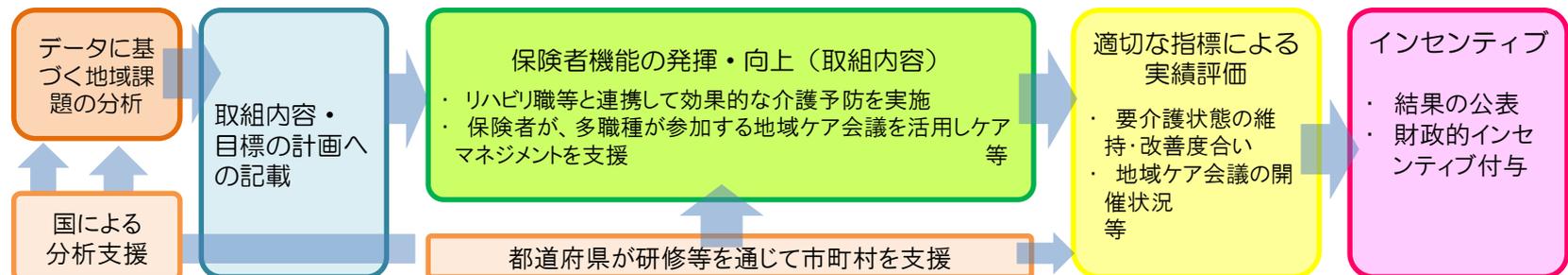
### <市町村分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当  
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

### <都道府県分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

## <参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

令和4年度予算：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137.4億円の内数

- 目的…介護ロボットを活用した介護事業所の生産性向上の取組を通じて、ケアの質の維持・向上や職員の負担軽減等を図る。
- 実施主体…都道府県

## 補助対象

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分(下線部以外)は令和5年度までの実施

- 介護ロボット
  - …移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
  - …Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等

## 補助内容

### ● 補助額

介護ロボット (1機器あたり)	・ 移乗支援(装着型・非装着型) ・ 入浴支援	上限100万円
	・ 上記以外	上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (1事業所あたり)		上限750万円

### ● 補助上限台数

…必要台数(制限の撤廃)

### ● 補助率

…都道府県の裁量により設定  
(一定の要件を満たす場合は3/4を下限、それ以外の事業所は1/2を下限)

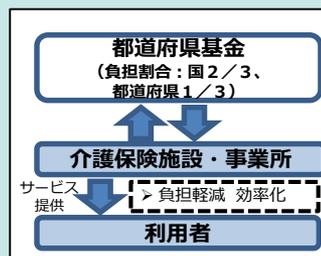
〈一定の要件〉…以下の要件を満たすこと

- ・ 導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

### ■ 対象となる介護ロボット (例)



### ■ 事業の流れ



### ■ 実績 (参考)

➢ 実施都道府県数：45都道府県 (令和2年度)

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	58	364	505	1,153	1,813	2,574

(注) 令和2年度の数値はR3.1月時点の暫定値  
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

# 地域医療介護総合確保基金を利用したICT導入支援事業

令和4年度予算：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137.4億円の内数

- 目的・・・ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。
- 実施主体・・・都道府県

## 補助対象

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分(下線部以外)は令和5年度までの実施

- 介護ソフト・・・記録、情報共有、請求業務で転記が不要であるもの、ケアプラン連携標準仕様、を実装しているもの（標準仕様の対象サービス種別の場合。各仕様への対応に伴うアップデートも含む）
- 情報端末・・・タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等
- 通信環境機器等・・・Wi-Fiルーター等
- その他・・・運用経費（クラウド利用料、サポート費、研修費、他事業所からの照会対応経費、バックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）等）

## 補助要件

- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 他事業所からの照会に対応
- 導入計画の作成、導入効果報告（2年間）
- IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言等

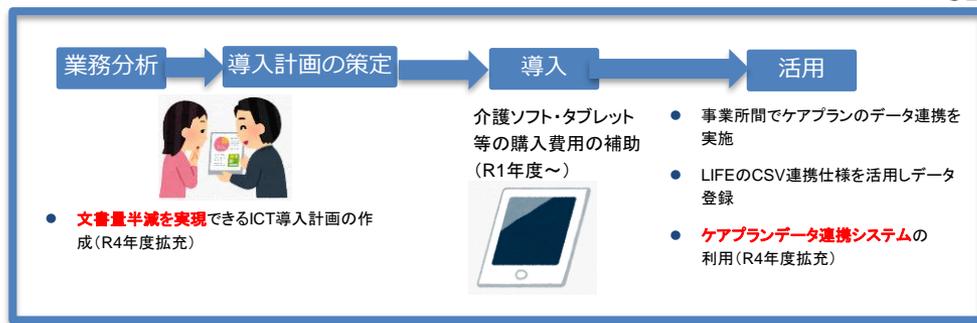
## 補助上限額等

### 事業所規模（職員数）に応じて設定

- 1～10人 100万円
- 11～20人 160万円
- 21～30人 200万円
- 31人～ 260万円

### 補助割合

- 一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定
- それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定



※ケアプランデータ連携システム・・・令和2年度第三次補正予算により国保中央会に構築中

## 補助割合が3/4となる要件・・・以下のいずれかを満たすこと

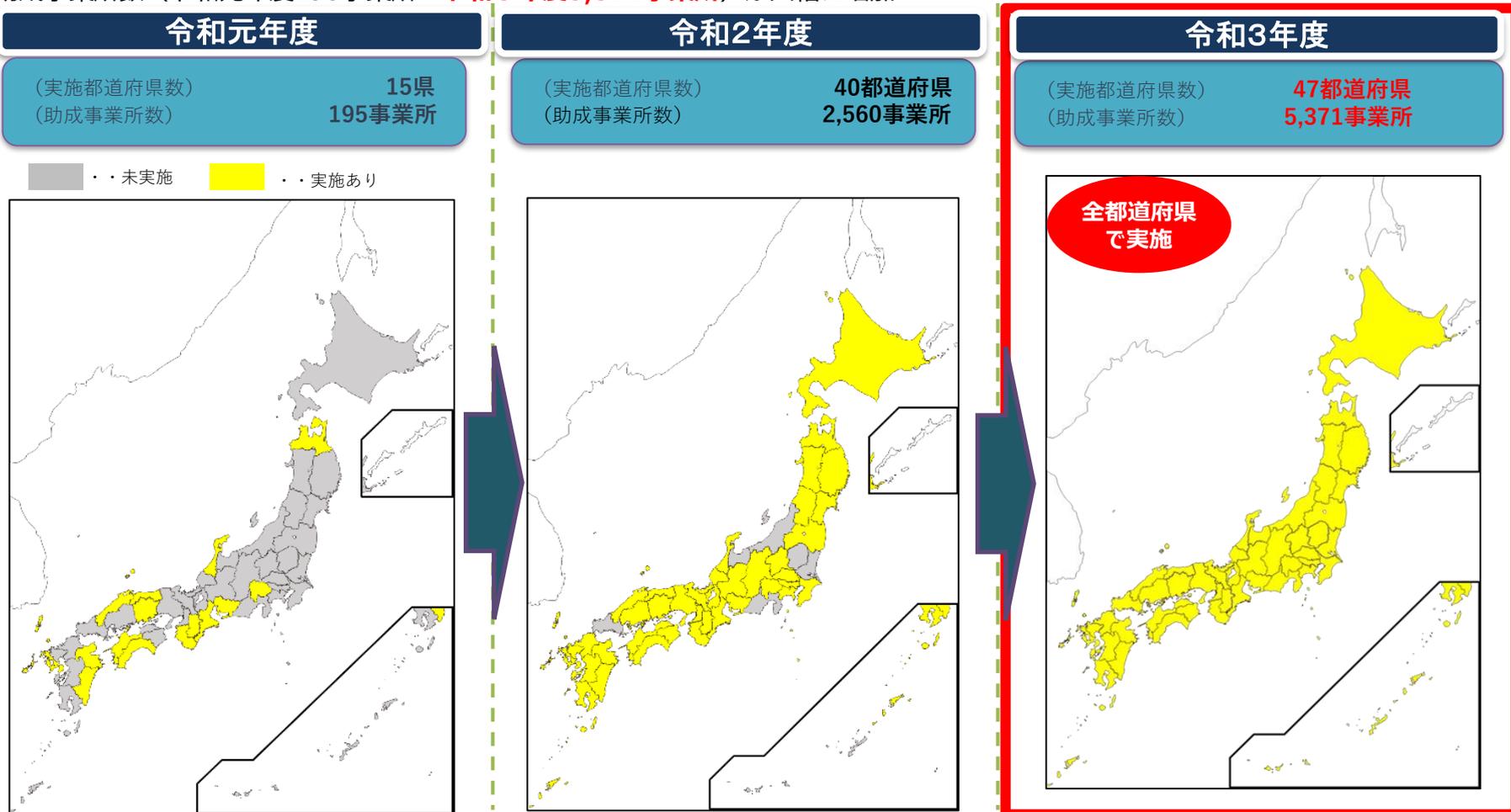
- 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
- LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- ICT導入計画で文書量を半減（R4年度拡充）
- ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）

# ICT導入支援事業の実施状況(令和元年度～令和3年度)

- ICT導入支援事業の実施自治体数は、令和元年度**15県**、令和2年度**40都道府県**と増加し、令和3年度においては、**全ての都道府県**において実施された\*。

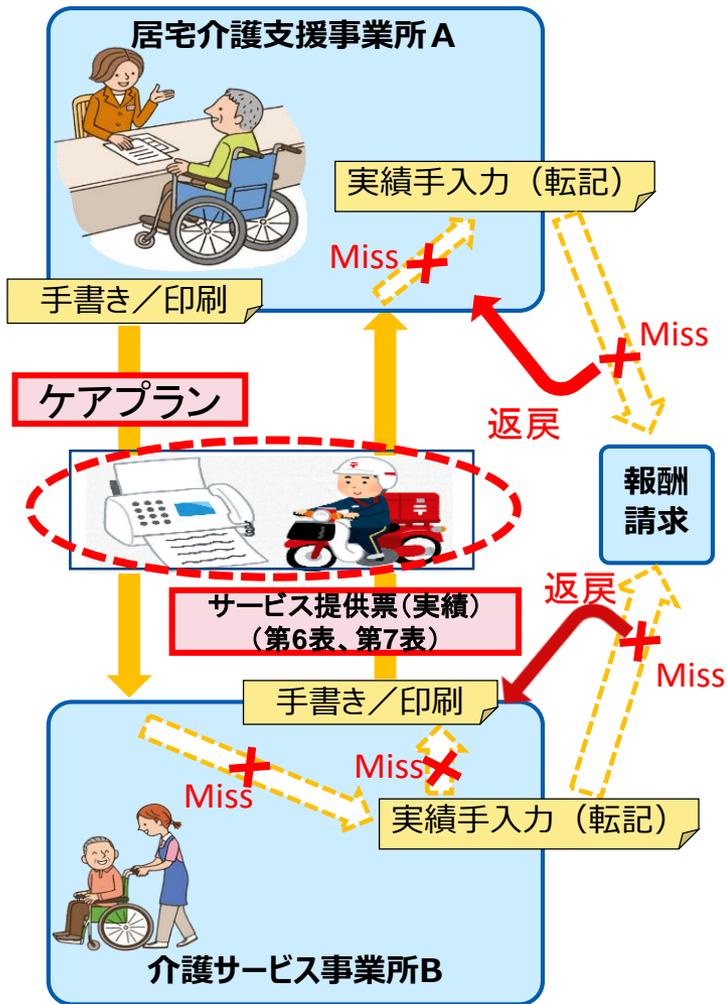
- 助成事業所数(令和元年度195事業所→**令和3年度5,371事業所**)が大幅に増加

\* 地域医療確保総合確保基金以外の財源で実施した県を含む。



# 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間のケアプランのやり取り

【現状】



【データ連携後のイメージ】

